

都道府県中間年評価書

都道府県名 山梨県		担当部署	農政部農村振興課
(市町村数) ・全市町村数 27 ・対象市町村数 26 ・基本方針策定市町村数 22 ・交付市町村数 21		(協定数) ・協定数 360 ・基礎単価139、体制整備単価221 ・集落協定 351、個別協定 9	
(交付面積) ・耕地面積 227,490,000 m ² ・対象農用地面積 53,792,872 m ² ・交付面積 40,615,762 m ² (基礎単価 10,312,057 m ² 、体制整備単価 30,303,705 m ²) ・加算単価面積 335,884 m ² (土地利用調整 78,189 m ² 、小規模・高齢化集落支援 257,695 m ²) ・地目別交付面積 田 31,629,792 m ² 畑 8,985,970 m ² ・交付基準別交付面積 急傾斜 20,497,033 m ² 緩傾斜 19,632,694 m ² 高齢化率・耕作放棄率 486,035 m ²			
交付総額	51,978 万円	配分割合	(個人) 24,328 万円 (共同取組) 27,650 万円
(協定の概要) ・1 協定当たりの参加者数 35 人、交付面積 112,822 m ² 、交付金額 1,443,834 円 ・参加者 1 人当たりの交付金額 41,315 円 ・1 市町村当たりの協定数 17、交付面積 1,934,084 m ² 、交付金額 24,751,429 円			
交付金交付の評価 (運用第 17)			
1. 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況 ○ 各集落とも年度ごとの活動計画について、着実に取組みがなされており、目標に対して、実施されるものと見込まれる。 特に、耕作放棄地の増加を防止するための下草刈り作業や水路の維持管理等を定期的な実施や、農業の継続が困難となった農地のサポートなどが適切に行われている。 ○ 定期的な下草刈り作業等は耕作放棄の発生防止に効果はあるが、作業者の確保が高齢化等により難しくなっていくと思われる。			
2. 農業生産活動等としてとり組むべき事項の実施状況 ○ 計画に沿った取組み活動が行われており、話し合い活動等の充実を図りながら、目標達成に向かって実施されるものと見込まれる。 ○ 高齢化が進む協定等で、一部進捗が遅れているが、目標年度には達成が見込まれる。 ○ 有害鳥獣による被害が激増していることから、農地や農産物を守るための対策があげられるが、農地が広範囲に及ぶことや対策用の柵やネット等の調達にも費用が掛かり計画的な実施が課題となっている。			

3. 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

- 定期的な話し合いだけではなく、その都度その場に集まり問題点解決し、先を見据えて活動している協定も見られる。
- 高齢化等により耕作が難しくなった方の農地の管理や、特産化を目指す作物の作付けを協定参加者で協力しながら集落ぐるみでの農業生産活動をしている協定も見られる。
- 農業の継続が困難な農地が発生した場合、集落で話し合い共同管理または農作業の受委託により管理している協定も見られる。

- ・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） 326協定
- ・指導・助言が必要な市町村数・協定数 8市町・34協定
[話し合い活動の充実 30、非農家等多様な人材の参画推進 1、市町村・JA等との連携強化 10、活動内容の再検討 28（活動項目 12、達成目標 16）、共同取組活動の充実 5、その他 17]
- ・返還等の措置が必要な市町村数・協定数 0

制度の評価（成果と課題）

① 耕作放棄の発生防止

協定参加者に耕作放棄地の解消や未然防止という意識が高まり、交付金の交付が地域の農業生産意欲の向上に繋がっている。

集落内で協力し合い、耕作放棄地の発生防止に努めているが、協定参加者の高齢化及び担い手不足に伴い、耕作が困難な農地が現れ始めているので、今後、担い手不足は避けられない状況であるため、集落ぐるみによる担い手の育成が課題となる。

② 地域・集落の活性化

本制度を取り組むことで、協定集落では農業生産活動等の意欲が向上し、共同取組活動を行うことにより、地域集落の活性化が図られている。

その一方で、高齢化、担い手不足により今後の農業生産活動等に不安を抱えている集落もあるため、目標達成に向けて、随時、集落代表者を通じて指導・助言を行っていく必要がある。

③ 多面的機能の維持

多面的機能を維持する活動については、集落内農地はもとより不耕作農地や周辺林地等の管理にも及ぶため、高齢化や過疎化により現状の活動に手一杯の集落では既に限界にきている。

今後は、近隣集落や農業生産法人・NPO等、多様な担い手等と連携し中山間地域の山林・農地の持つ多面的機能の維持に努めていけるよう指導・助言を強化していく。

「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	30	
② 非農家等多様な人材の参画推進	1	
③ 市町村・JA等との連携強化	10	
④ 地域外者等との連携強化	0	
⑤ 近隣集落等との連携強化	0	
⑥ 活動内容の再検討(変更)	28	
ア 活動項目	12	
イ 達成目標	16	
ウ 加算措置	0	
エ 単価	0	
⑦ 組織的な営農活動の導入	0	
⑧ 共同取組活動の充実	5	
⑨ その他()	17	

(注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。